

令和4年7月13日

ご説明資料

「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制整備事業の 実施について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる**
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出**
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 **社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出**
- 6月 **改正社会福祉法の可決・成立**

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

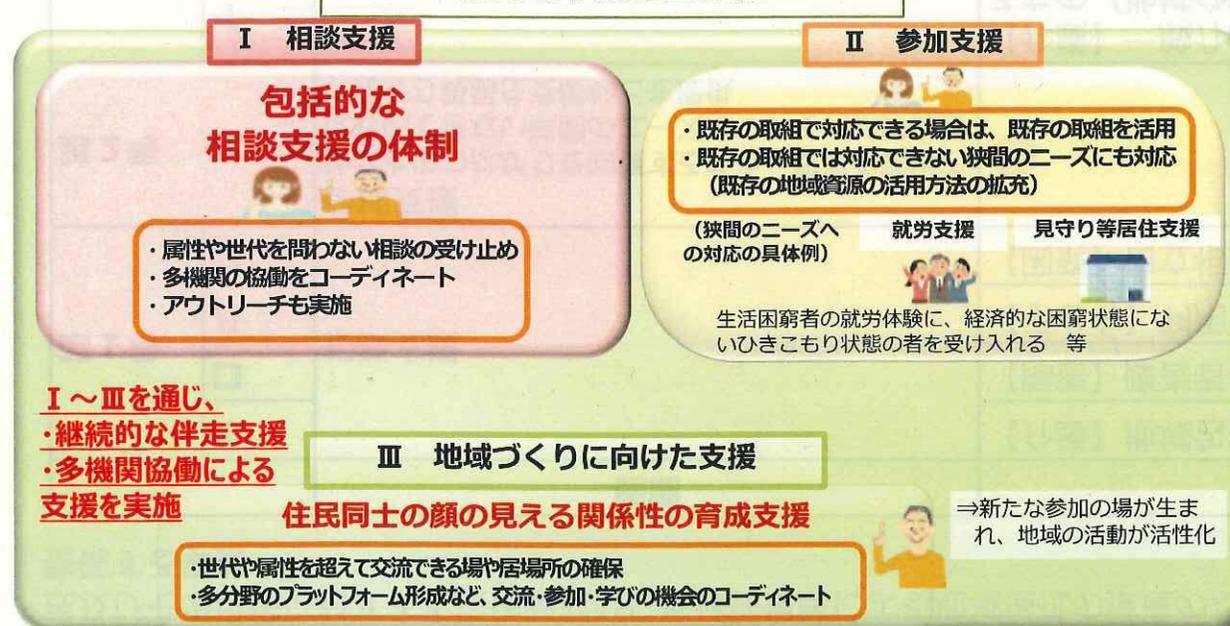
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

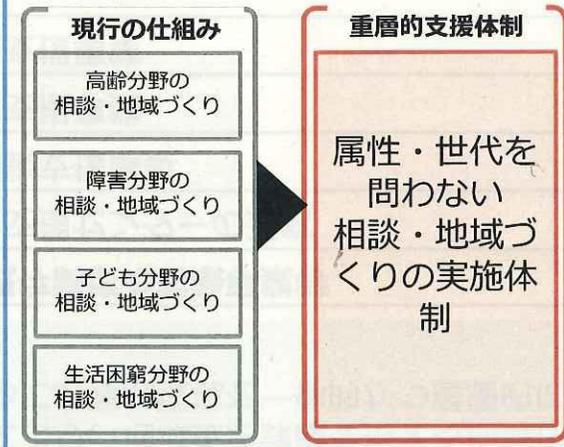
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組みすることで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

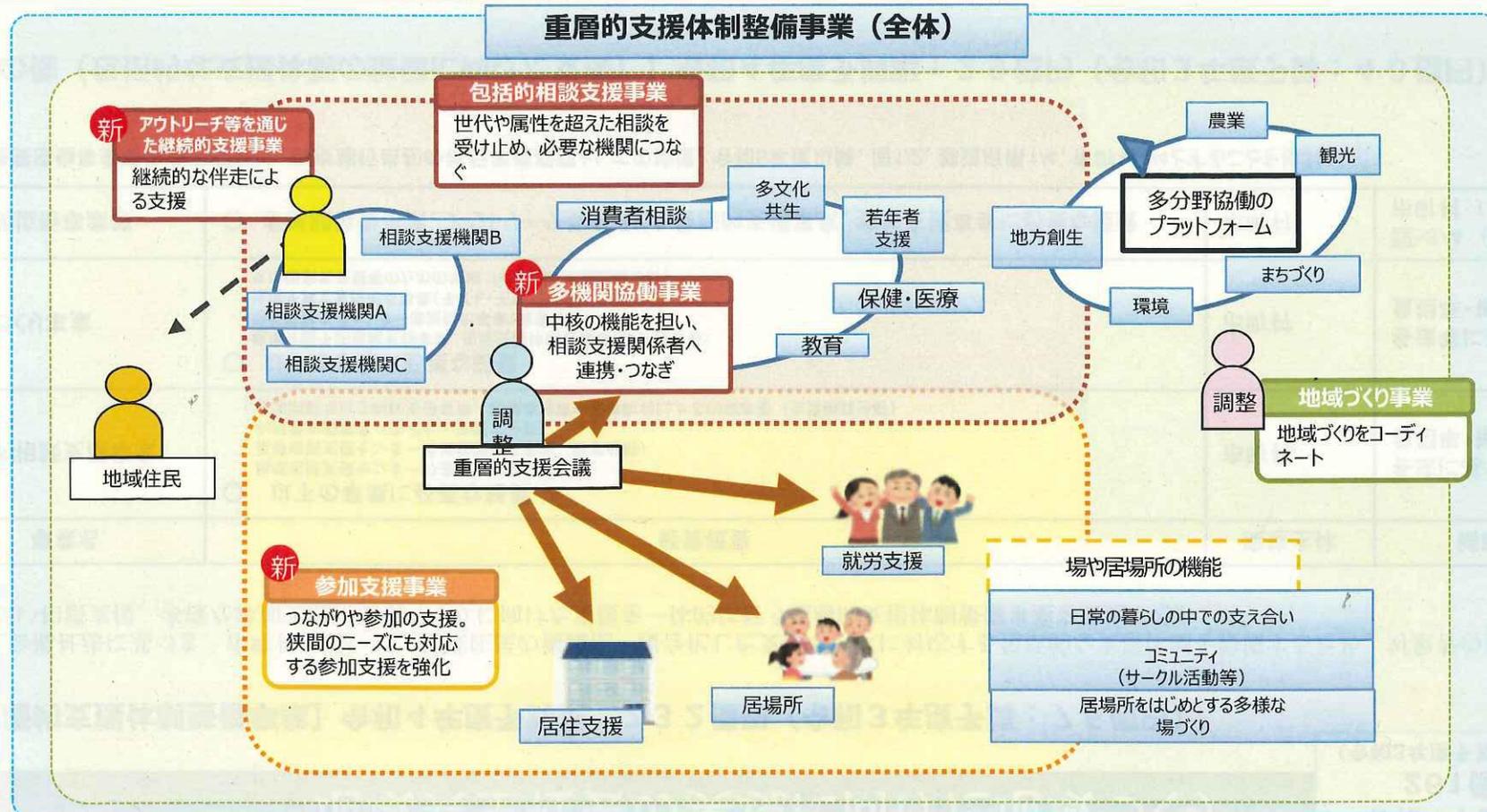
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和4年度予算
261億円
(令和3年度予算:116億円)

【重層的支援体制整備事業】令和4年度予算案：232億円（令和3年度予算：76億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和4年度予算案：29億円（令和3年度予算：40億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（134自治体）

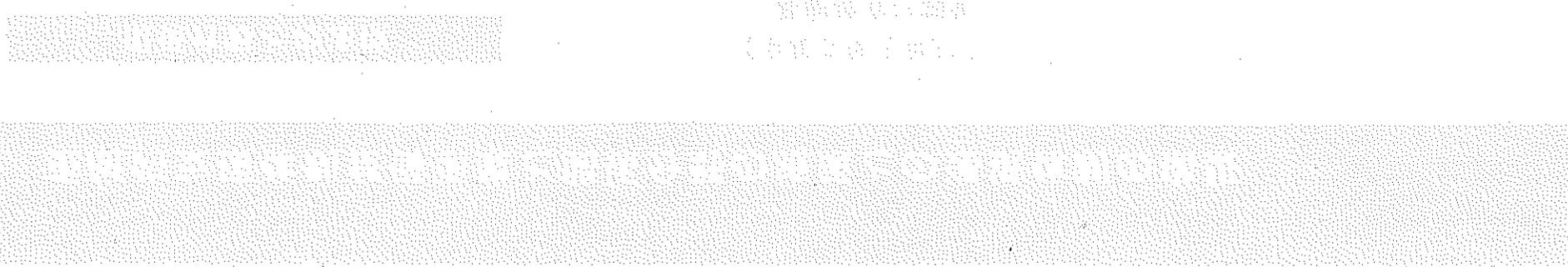
北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市		
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市		
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町		
	鷹栖町		市原市		亀山市		岡山市		
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市		
	音更町		世田谷区		いなべ市		呉市		
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市		
青森県	鱒ヶ沢町	東京都	八王子市	滋賀県	伊賀市	広島県	廿日市市		
岩手県	盛岡市		立川市		御浜町		山口県	宇部市	
	遠野市		狛江市		長浜市		香川県	長門市	
	矢巾町		西東京市		守山市			高松市	
	岩泉町	鎌倉市	甲賀市	さぬき市					
秋田県	能代市	神奈川県	茅ヶ崎市	大阪府	野洲市	愛媛県	宇和島市		
	大館市		逗子市		高島市		高知市		
	湯沢市		富山市		米原市	高知県	中土佐町		
	由利本荘市	氷見市	竜王町		大牟田市				
山形県	山形市	石川県	金沢市	兵庫県	豊中市	福岡県	久留米市		
福島県	福島市		小松市		枚方市		八女市		
	須賀川市	越前市	高石市		糸島市				
茨城県	古河市	福井県	坂井市		東大阪市		岡垣町	佐賀県	佐賀市
	東海村		山梨県	甲州市	大阪狭山市	熊本県	大津町		
栃木県	栃木市	長野県	飯田市	阪南市	大分県	宮崎県	中津市		
	市貝町		岐阜県	伊那市			太子町	津久見市	
	野木町		関市	岐阜市			姫路市	竹田市	
群馬県	太田市	静岡県	函南町	奈良県	和歌山県	鳥取県	杵築市		
	みどり市		岡崎市				三郷町	都城市	
	上野村	春日井市	川上村	日向市					
	玉村町	豊田市	和歌山市	三股町					
埼玉県	川越市	愛知県	稲沢市	鳥取県	※134自治体	うちR3重層事業	42自治体		
	狭山市		東海市				鳥取市	うちR3移行準備事業	78自治体
	草加市		大府市				米子市	うちモデル事業実施	99自治体
	越谷市		知多市				智頭町		
	桶川市		豊明市				北栄町		
	ふじみ野市		長久手市						
	鳩山町		東浦町						

令和4年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体（R4.6時点）

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名					
北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	石川県	輪島市	愛知県	名古屋市	鳥取県	倉吉市	熊本県	熊本市					
	黒松内町		川口市		白山市		豊橋市		八頭町		山鹿市					
	京極町		行田市		能美市		一宮市		湯梨浜町		菊池市					
	東川町		鴻巣市	野々市市	半田市		琴浦町	天草市								
	斜里町		北本市	福井市	豊川市		出雲市	合志市								
	厚真町		吉川市	敦賀市	蒲都市		吉賀町	菊陽町								
青森県	平内町	千葉県	白岡市	福井県	あわら市	岡山県	犬山市	島根県	倉敷市	大分県	西原村					
	今別町		川島町		美浜町		小牧市		笠岡市		御船町					
	蓬田村		船橋市		山梨市		阿久比町		総社市		益城町					
	外ヶ浜町		野田市	南アルプス市	武豊町		西粟倉村	大分市								
	西目屋村		浦安市	長野市	松阪市		広島市	由布市								
	藤崎町		中央区	岡谷市	鈴鹿市		竹原市	九重町								
宮城県	大鱧町	東京都	品川区	三重県	駒ヶ根市	滋賀県	紀宝町	広島県	尾道市	宮崎県	延岡市					
	田舎館村		目黒区		小海町		彦根市		福山市		小林市					
	板柳町		大田区		下諏訪町		近江八幡市		大竹市		高鍋町					
	仙台市		杉並区		富士見町		栗東市	府中町	都農町							
	富谷市		豊島区		原村		湖南省	下関市	門川町							
	涌谷町		江戸川区		飯島町		東近江市	山口市	美郷町							
秋田県	鹿角市	岐阜県	三鷹市	京都府	飯綱町	山口県	豊郷町	徳島県	小松島市	鹿児島県	鹿児島市					
	大仙市		青梅市		中川村		福知山市		丸亀市		鹿屋市					
	井川町		調布市		飯綱町		亀岡市		綾川町		志布志市					
	大潟村		町田市		大垣市		長岡京市		琴平町		中種子町					
鶴岡市	小金井市		美濃加茂市		精華町		大口市		大和村							
山形県	天童市		小平市		神戸町		大阪府		大阪市		香川県	愛媛県	愛南町	福岡県	宇検村	
	遊佐町	国分寺市	坂祝町	堺市	四万十市	和泊町										
	いわき市	国立市	静岡市	八尾市	本山町	知名町										
福島県	川俣町	多摩市	浜松市	兵庫県	河内長野市	高知県		いの町	福岡県	黒潮町		沖縄県	沖縄市			
	楢葉町	藤沢市	熱海市		熊取町			福岡市								
	土浦市	小田原市	藤枝市		千早赤阪村			福岡市								
茨城県	那珂市	静岡県	御殿場市		奈良県		明石市	福岡県		大川市	佐賀県		上峰町	長崎県	長崎市	
	那珂市		厚木市				伊豆市			伊丹市			小郡市		宗像市	
	小山市		新潟市				小山町			西脇市			古賀市		古賀市	
	那須塩原市		三条市	吉田町		川西市	うきは市		大刀洗町							
	さくら市		柏崎市	富山県		小野市	たつの市		うきは市	大刀洗町						
	那須烏山市		見附市			奈良市	佐賀県		上峰町	長崎市						
壬生町	村上市	桜井市	長崎県		長崎市	五島市										
高根沢町	関川村	宇陀市	田原本町		西海市	西海市										
那珂川町	高岡市	高取町	高取町		佐々町	佐々町										
群馬県	沼田市	新潟県	高岡市		和歌山県	明日香村	和歌山県	橋本市	和歌山県	橋本市	和歌山県	橋本市				
	館林市		明和町	王寺町		吉野町		大淀町								
	みなかみ町		明和町	吉野町		大淀町		橋本市								
	明和町		千代田町	大淀町		橋本市		橋本市								
千代田町	高岡市		高岡市	高岡市		高岡市		高岡市		高岡市		高岡市	高岡市	高岡市	高岡市	高岡市

令和4年6月現在 225自治体
 令和3年度移行準備 148自治体
 令和2年度以前モデル実施 115自治体

地方創生施策との 連携



重層的支援体制整備事業と関係分野の施策との連携体制の構築

関係分野との連携

- 重層的支援体制整備事業においては、包括化する4分野の事業にとどまらず、労働分野、教育分野、地域再生分野等の連携が重要。
- 各施策との連携に関して個別の内容については、連携通知を参照

【令和3年3月29日付け】

- ・ ひきこもり支援
- ・ 自殺対策
- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 水道事業
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ 教育施策
- ・ 子供・若者育成支援施策

【令和3年3月31日付け】

- ・ 高齢者向け施策
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 成年後見制度利用促進に係る取組
- ・ 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等

【令和3年4月1日付け】

- ・ 地域若者サポートステーション事業

【令和3年10月1日付け】

- ・ 消費者安全地域協議会制度（消費者庁）
- ・ 地域力創造施策（総務省）

【令和3年12月1日付け】

- ・ 地方創生施策（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室）

【令和4年3月1日付け】

- ・ 農林水産施策（農林水産省農村振興局）

【令和4年6月30日付け】

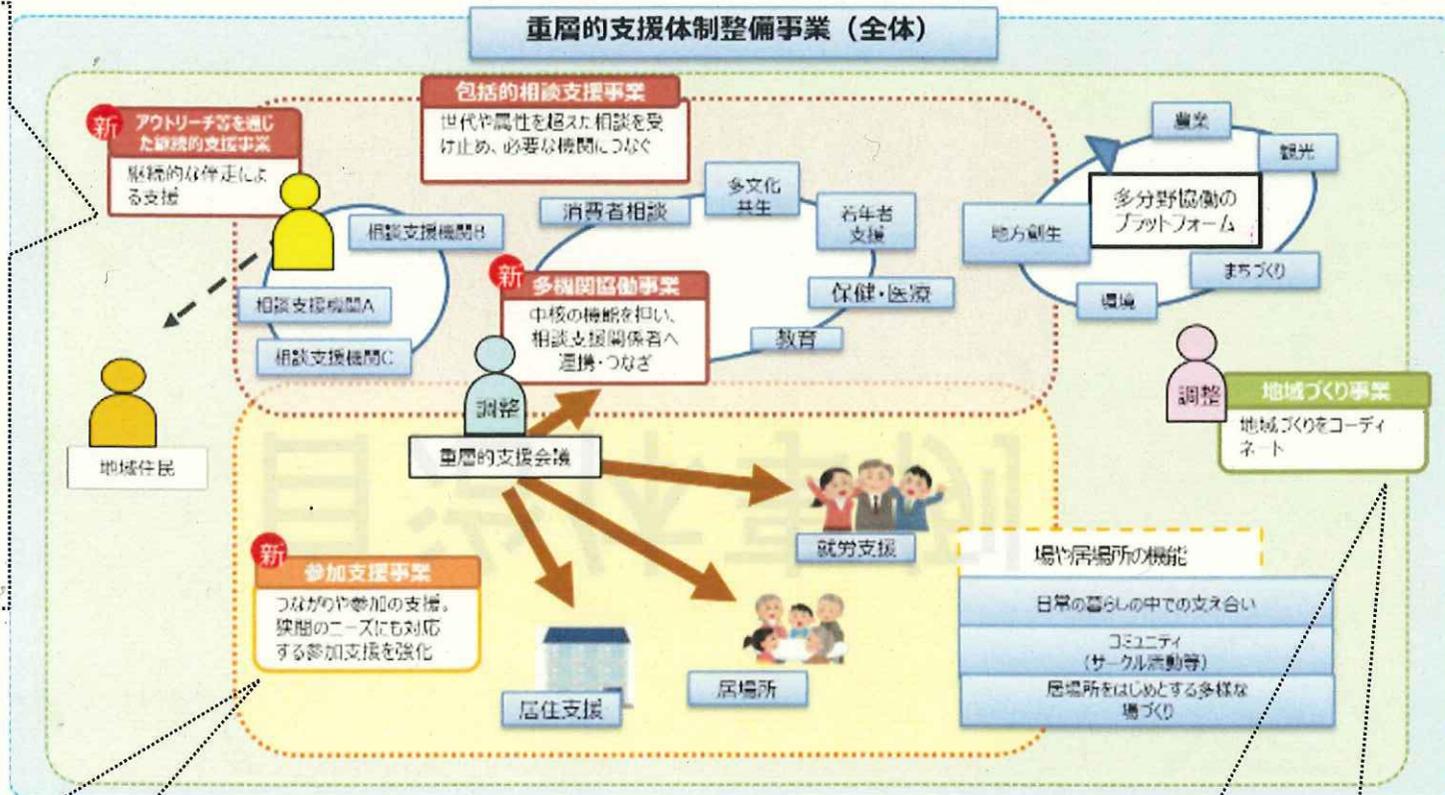
- ・ 地域循環共生圏（環境省大臣官房環境計画課）

地方創生施策との連携について(イメージ)

- 令和3年12月1日付け連携通知において、以下のような具体的な連携の方策等について提示。
- 厚生労働省から各自治体民生主管部局（福祉担当部局）へ、内閣官房まちひとしごと創生本部（当時）内閣府地方創生推進室から各自治体地方創生担当部局へ発出。

【アウトリーチ等 継続支援】

・生涯活躍のまち事業との連携により、普段福祉との接点が少ない人との相互交流
・地域運営組織、小さな拠点における見守りサービスとの連携



【参加支援事業】

・生涯活躍のまち事業との連携による交流イベントの開催による、社会参加の促進、中間的就労の場の創出

【地域づくり事業】

・多世代交流の拠点の場等で地域づくり事業を実施し、多世代・多機能型の総合的な地域づくりを推進
・小さな拠点において育成された地域づくり人材との連携・協働

1. 自治体は、住民の生活の質を向上させるために、様々な施策を実施している。

2. 自治体は、住民の生活の質を向上させるために、様々な施策を実施している。

自治体事例

1. 自治体は、住民の生活の質を向上させるために、様々な施策を実施している。

2. 自治体は、住民の生活の質を向上させるために、様々な施策を実施している。

3. 自治体は、住民の生活の質を向上させるために、様々な施策を実施している。

4. 自治体は、住民の生活の質を向上させるために、様々な施策を実施している。

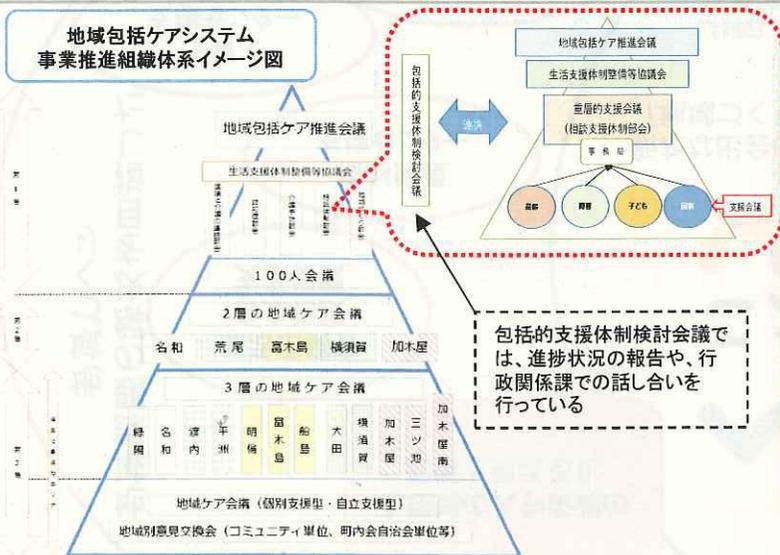
R3～重層事業

地域包括ケア推進計画に位置付けた重層的支援体制整備事業（愛知県東海市）

自治体概要 R4.4.1現在
 人口 113,931人
 面積 43.43km²
 高齢化率 22.7%
 小学校数 12校
 中学校数 6校

- 「0歳から100歳までの地域包括ケア」をめざして、地域包括ケア推進計画を策定し、その中に重層的支援体制整備事業について位置付け、地域共生社会の実現を目指す。（地域包括ケアシステムの普遍化）
- 医師会を始めとした三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の協力、多様な分野の事業所などの協力を得ながら、地域住民とともに話し合いを進めている。（多職種連携と地域連携の推進）
- 知多地域権利擁護支援センターの運営など、知多半島圏域（保健福祉圏域）の広域で協力し合える関係性ができている。
- 身近なコミュニティでの活動の組織化や推進を庁内連携、社協との協働で行っている。

重層的支援体制整備事業



- 第2次地域包括ケア推進計画に、重層的支援体制整備事業を位置づけ
- 相談窓口を一本化せず、高齢、障害、子ども、生活困窮といった既存の相談窓口を活用しながら、相談を受ける体制
- 重層的支援会議は、地域包括ケアシステム構築に向けた相談支援体制部会で、原則的に定例開催としている。
- 地域包括ケアシステムの構築から進めているが、当初より高齢者に限らず全世代を対象とした地域包括ケアシステム構築を目指しているため、大きな混乱はなかった
- アウトリーチは、常設のひきこもり支援センターとタイアップしながら、取り組みを進めている
- 地域づくりは、生活支援コーディネーターを中心に取り組みを進めている。
- 主に第3層で実施する地域別意見交換会には、地域の方と専門職が一同にわがまちの話し合いをしている



住民と対話をしながらの地域づくりの様子



「こえる場！」の位置づけと機能

